

議 事 録 (要 旨)

平成30年2月23日(金)午前10時から福井市役所8階 第8会議室A Bにおいて2月定例会が開催された。

議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第49号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	原案どおり可決
第50号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第51号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第52号議案	現況証明について	〃
第53号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第54号議案	農地・非農地判断について	〃
第55号議案 追加議案	民事調停の成立について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第51号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第52号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第53号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第54号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第55号報告	農地等の現況調査結果の確認について

3 その他

出席委員 22名

1番	小寺義則	
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	
4番	小寺辰夫	
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
7番	吉川孚	
8番	加藤新市	
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
11番	北川健	
12番	池田敏雄	
13番	市村武男	(参与)
14番	浅川健次	
15番	北定	
16番	長谷川忠夫	
17番	田端秀雄	(参与)
20番	堀内敏正	
21番	廣部厚	
22番	山本清幸	(参与)
23番	吉田光範	
24番	田村洋子	

欠席委員 2名

18番	笠原英夫
19番	池森幹夫

事務局出席職員

農業委員会事務局

局長	石川	行	芳
局次長	橋本	龍	一
主任	高間	紀	英
主幹	猪坂	朋	彦
主査	小	林	美
主査	中	出	史
主事	伊	藤	剛
主事	富	平	博
主事	田	中	夫

開催 午前 10 時

(細江会長 挨拶)

10 番
細江会長
(議長)

ただ今から 2 月の定例会を開催いたします。
なお、笠原委員、池森委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 18 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 22 番山本委員、23 番吉田委員、ご両名よろしく申し上げます。
本日の議事日程は、御手元に配布してあります会議次第のとおりでございますが、はじめに市長より意見を求められている案件を審議し、農業委員会の案件に移りたいと存じますので、よろしく願いいたします。
それでは、議事に入ります。
第 49 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 49 号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定 説明)

農政企画室

(第 49 号議案 農用地利用配分計画(案)説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 49 号議案に対し、原案どおり農用地 利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続きまして、第50号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第50号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第50号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続きまして、第51号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第51号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました阿部委員から報告をお願いします。

9番

(第51号議案 現地調査報告)

阿部委員

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第51号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。
なお、議案番号2番の案件は 開発行為許可を条件に許可することとして
おります。
続きまして、第52号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第52号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を
当番委員でありました阿部委員から報告をお願いします。

9番
阿部委員

(第52号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第52号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続きまして、第53号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答につ
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第53議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を
武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番
武澤 会長
職務代理者

(第53号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第53号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり
回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続きまして、第54号議案「農地・非農地判断について」を議題といた
します。事務局の説明を求めます。

事務局

(第54号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を
武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番

武澤 会長
職務代理者

(第54号議案 現況調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第54号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり
承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続きまして、追加議案として第55号議案「民事調停の成立について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第55号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

14番
浅川委員

ただ今の民事調停の説明ですが、違法なことを行っていて、その違反なことを行った人が全額払うのが法律だと私は思います。なのに、その手続費用については各自負担ということ、その点だけが納得できかねます。

そのほかのところは、鵜地区の要望書や各意見書、また経過の説明等で理解しておりますし、調停案の手続費用以外は福井市農業委員会を理解していただいているんだなとは思っております。

局長

ただいまのご質問の手続費用は各自負担ですが、調停に記載の部分における手続負担の福井市の部分はございません。ただし弁護士の費用はかかっておりますが、ここでいう手続費用には含まれておりません。

弁護士費用ですが、法律によりますと、特段の記載がなければお互いが負担しなさい、というものです。

当初の調停委員会でも、手続費用といったものは相手方に支払わせるべきだ、と言い続けてきたところです。しかし、手続き等がありまして、適わなかったということです。難しいところです。

今回は相手方も16人の市民ということで、その市民をこの行き場のない事態から救済したいという思いもあり、調停を成立させる決断をおこなったわけです。

ご理解いただきたいと思えます。

8番
加藤委員

調停委員会ではコンプライアンス違反や可罰的法律違反について指摘しなしたの案ですが、福井市の顧問弁護士は、どういうご意見なのでしょう。

また、再発防止の対策はどう考えておられますか。

局長

一昨年8月にこういった状況が分かったときから顧問弁護士には相談をさせていただきまして、協議を重ねてまいりました。メールや電話などいろんなものを使ってやり取りを行ってまいりました。調停の互譲の件も教えていただいて、相手の主張が認められなかったら、解決を目指すために譲歩せざる得なくなることも教えていただきました。

再発防止については、まずは事件の当事者、事業者の方には十分反省をしていただきまして、このようなことが起こらないようにしていただくことが肝要かと思えます。また今後の対策につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方にパトロールを行っていただいているところで、懸念される事案があれば事務局に報告していただき、調査をさせていただきながら協力していきたいと考えておりますのでよろしく願いいた

します。

また、農業委員会だよりによる広報活動など周知に努めたいと思います。

議 長

今回の案件であったことは、地元で何かあれば連絡をしていただくことが重要で、皆様も責任をもって各地区で十分見ていただきたいと思います。

21 番
廣部委員

調停委員会の趣旨で、今後のいかなる事例にも先例とならないことを前提に、とありますが、まず非農地判断が重要だと思います。農地を非農地と判断をしますと、われわれ農業委員会から離れてしまいします。開発行為が容易になり、そうすると水質汚濁とか地元に影響が出てきます。市等の行政指導もお願いしなければなりませんし、また地元の意見をしっかり聞いてほしいと思います。

事務局

関係各課に対しての意見等につきましても、今までも都市計画課また林業水産課といった関係部局への連携を図っておりました。今後は一層連携の強化を進めて情報交換等を行っていききたいと思います。

20 番
堀内委員

福井市議会議長、福井市長、福井市農業委員会会長あての要望書、また農業委員会会長あての意見書が提出されていますが、正式な文書として折り扱っているのでしょうか。

局 長

福井市議会の3会派から福井市農業委員会会長への意見書がありました。その折に福井市議会議長、福井市長、福井市農業委員会会長あてに鶴地区の要望書を出しており、その福井市議会の求めに応じて、農政企画室、都市計画課の意見書を出しているものです。よって、福井市長宛の要望書に対し、となっています。

この福井市議会の意見書については、議長、副議長が直接持参されて農業委員会会長に手渡されたものです。正式な文書ということでございます。

議 長

この件についてお話をさせていただきますと、私としましても、福井市農業委員会の主張が認められ、また市も、福井市議会も、そして福井市農業委員会としても、この辺で認めなければならない、と思います。もし調停が成立せず、これが今後まだ続くようならば、農業委員会としてもなんら得なところもないと思います。こういった理由でこの議案を提出させていただいたわけです。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第55号議案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。
それでは、第51号報告ないし第55号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第51号ないし第55号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。
事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、武澤会長職務代理者よりお願いします。

6番
武澤 会長
職務代理者

(審議内容 報告)

議 長

これをもちまして、2月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

11時30分 閉会